

令和6年度第1回知多市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 令和6年7月4日
- 2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室
- 3 開会日時 令和6年8月9日 午後1時30分
- 4 出席委員 (11名)

明 永 真理子	中 野 勝
竹 内 文 利	平 裕 重 信
江 端 勝 則	寺 田 桂 子
佐久間 雅 之	松 山 誠
小 森 真 吾	松 岡 祐 治
大 澤 九 子	
- 5 欠席委員 末 松 建 美 渡 辺 正 敏
平 松 敬 人
- 6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	杉 江 大 典
保険医療課長	富 田 岳 司
保険医療課統括主任	塚 本 華 織
健康推進課統括主任	佐 藤 めぐみ
税務課統括主任	伊与田 健 司
- 7 会議に付した事件
 - (1) 報告事項
 - ア 令和5年度国民健康保険事業報告について
 - イ 保健事業について
 - (2) その他

(8月9日 午後1時30分 開議)

進行者

本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。
私は議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の富田です。
よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

本日はA I 議事録作成ツールを使用するため、皆さんの机の上にマイクを設置しております。議事録作成の負担軽減のため、ご了承ください。

なお、渡辺会長におかれましては、体調不良により急遽欠席となりました。また、被保険者代表の末松委員は本日所用のため、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、定刻になりましたので、まだ、お見えになっていない方もいらっしゃいますが、ただ今から令和6年度第1回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

始めに市長よりごあいさつ申し上げます。

市長 ーあいさつー

進行者

ありがとうございました。ここで、市長は他の公務のため退席させていただきます。
よろしくお願いいたします。

(市長 退席)

進行者

続きまして、本日は今年度最初の会議でございます。新たに委員となられた方もおみえですので、恐れ入りますが、委員の皆様全員に、簡単に自己紹介をお願いいたします。
お手元の当日配布資料2 令和6年度国民健康保険運営協議会委員名簿の順に、明永委員からお願いいたします。

各委員 ー自己紹介ー

進行者

ありがとうございました。次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

進行者

これからの議事の進行につきましては、当日配布資料3 知多市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項に、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する、と規定されているため、副会長にお願いするところでございますが、昨年度の副会長でありました竹内九二雄委員の退任により、現在、副会長が空席となっております。

会議次第の2に記載のとおり、副会長の選出を行う必要がございますので、副会長が選出されるまでの進行につきましては、引き続き保険医療課長が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在の出席委員は11名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。

副会長につきましては、運営協議会規則第4条第1項の規定により、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する、とされております。公益を代表する委員につきましては、お手元の委員名簿をご覧ください。3の公益代表のうち渡辺会長を除く3名の方が対象となります。

選挙の方法については、立候補していただくこと、他の委員さんから推薦していただくことなど、いくつかの方法が考えられますが、事務局から候補者をご提案して、ご承認をいただきたいと考えております。

副会長には、これまで商工会の委員又はあいち知多農業協同組合の委員のいずれかの方に就任していただいておりますので、事務局としては昨年度から委員を務めていただいている、平裕重信委員が副会長に適任と考えております。なお、渡辺会長には平裕重信委員を提案することについて、事前に了承をいただいております。委員の皆さま、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

進行者

異議なしの声をいただきましたので、平裕重信委員に副会長をお願いしたいと思います。副会長さんは正面の副会長席に移動をお願いいたします。

(副会長席へ移動)

進行者

ここで、副会長よりごあいさつをお願いします。

副会長　　－あいさつ－

進行者

それでは、これからの議事の進行につきましては、副会長にお願いしたいと存じます。
よろしくをお願いします。

議長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

はじめに、会議次第の3 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。明永真理子委員、佐久間雅之委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、本日の議題の進め方について皆様にお願ひいたします。はじめに、議題につきまして事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いします。なお、発言なさる場合は、お名前を述べてからお願ひいたします。それでは、会議次第の4 議題に移ります。

(1) 報告事項 ア「令和5年度国民健康保険事業報告について」を議題とします。
事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

(資料 令和5年度知多市国民健康保険事業報告 説明)

(資料 ジェネリック医薬品の利用促進の状況 説明)

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前に1件の質問を

いただいております。委員、質問の要旨を説明してください。

委員

それでは、2点お願いします。

1点目は、資料5ページの参考資料1になりますが、令和4年度実績 国民健康保険主要データ比較の保険税収納率（5年度 現年度分）速報についてですが、知多市の5年度の収納率が4年度より上がっていますが、県内の順位が何位になったかお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、資料6ページの参考資料2になりますが、赤字削減・解消計画の実績について、令和7年度と8年度に毎年税率改定があるということですが、見込みで結構ですけど、どの程度の引き上げとなるのが、教えていただきたいと思います。以上です。

事務局（保険医療課統括主任）

ただ今ご質問がございました1点目の5年度の現年度分収納率は、県内で32位になりました。速報値のため、今後変動の可能性はあるということをご了承ください。

また、2点目ですが、令和2年度から1年おきに1人当たり平均で4千円程度の増額となるよう税率改定を行ってききましたが、赤字の削減が進みませんでした。このため計画を変更し、令和6年度は8千円程度増額となるよう税率改定を行いました。また標準保険料率より低い税率であるため、納付金額を支払うための十分な税収を確保できていません。また、標準保険料率は1人当たり医療費の増加により毎年上がっているため、7年度の標準保険料率がさらに増額となることを想定すると、1人当たり平均で1万円以上の増額が必要となる見込みです。今後、税務課と検討を行い、7年度の標準保険料率の試算結果を参考にして、改正案を決めていきたいと考えています。回答は以上です。

議長

説明が終わりましたが、委員よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

委員

今の説明ですと、1万円以上ということになると、かなりの負担が1人当たりで増えると思います。今後10月以降に被用者保険の適用の拡大の方も始まると思います。50人超が対象ということで、国保の加入者はかなり減っていくのではないかと思います。加入者の減少はどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。かなり厳しいのではないかと思うのですが。

事務局（保険医療課統括主任）

6年の10月から被用者保険適用拡大ということを受けまして、毎年100人ずつ位は減少していくのではないかとこの予想は立てております。そのように被保険者が減っていく中で、1人当たりの負担額をどんどん増やしていくのは負担がさらに増えて大変ではないかということは、事務局としても重々承知はしていますが、令和15年には県内で保険税率の統一をするということが国から強化プランということで示されておりまして、それに向けて各市町村の保険者としては赤字を削減して解消するという選択肢しかないという状況にありますので、今後はしっかりと説明をして収納率も上げて、皆様にご納得いただけるような形にさせていただきたいと考えております。以上です。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員

よくわからないのですが、保険税を1万円上げるというのは、患者さんの窓口支払いが増えるということですか。

事務局（保険医療課統括主任）

ここで述べているのは、社会保険では保険料、本市の国民健康保険では国民健康保険税という税金です。患者さんが病院の窓口で支払われる一部負担金とは別のものになります。医療の高度化が進めば、2割や3割の負担割合が変わらなくても点数は上がるかもしれません。

委員

同じような診療をしても、今まで100円払っていたものが150円払わなければいけなくなるというようなことですか。

事務局（保険医療課統括主任）

病院の窓口で支払う一部負担金は変わらないです。

事務局（保険医療課長）

一般的に保険料として負担していただいている分が増えるということになります。

委員

患者さんは窓口でなく、どこに負担するのですか。

事務局（保険医療課長）

市に負担する分が増えます。

委員

税金が増えるということですね。

事務局（保険医療課長）

はい。

議長

よろしいですか。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員

保健指導実施率向上とありますが、いろいろ実施していますよね。あれは実際に医療費の削減につながっているのでしょうか。患者さんが受けても、その後どうなったという資料を見たことがないのですが、行政としてやっているぞというアピールはできても、結果につながっているかということです。

議長

事務局お願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

保健指導については、この後保健師の方から詳しい説明がありますが、具体的にある人が保健指導を受けたので医療費が削減された、という個別のデータの比較まではできていません。

委員

個別でなくても、保健指導に例えば2倍予算を使ったら医療費が2分の1にならずとも下がったよとか、そういう大雑把なものでいいですから、やったことに対しての結果ってというのがどこかにあるのですか。そういう資料が。保健指導の実施率の向上と収納率の向上で赤字解消ということですが、実施率が向上したイコール赤字が減ったというようなことを裏付けられる、関連していると思われるようなデータがあるかということです。

事務局（保険医療課統括主任）

指導させていただくことによってすぐに医療機関にかかる方もいるということを想定すると、すぐには減るといことがなかなかないかもしれないのですが長期的には減っていくかと。

事務局（保険医療課長）

市としては、そのようなデータを持ち合わせていないのですが、国県等からは医療費適正化のためには特定健診の実施率を増やして保健指導等をやっていくことが適正化に繋がるということで、やるように言われております。

委員

現場を見ていると、こういう通知が届いたという程度で終わってしまう人が多いのではないかなという印象で、保健指導をやりましょうということですけど、医療費の削減が本当にできるかどうかというのがちょっと疑問だなと。

事務局（保険医療課長）

健診等を受けずに実際に糖尿病になった方は医療費が非常にかかりますので、ちゃんと健診を受けてそこまでいかなければ減っていくのではないかと考えております。

委員

これで受けて、どれぐらいの人が医療機関にかかったかっていうのもわからないわけですね。

事務局（健康推進課統括主任）

どのぐらいの方が医療機関にかかったというのは、そこまでの分析はおっしゃるとおりできていません。

議長

よろしいですか。他にご意見、ご質問はございませんか。

（質問等なし）

議長

ないようですので、（１）報告事項 ア「令和５年度国民健康保険事業報告について」を終わります。

次に、イ「保健事業について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局（健康推進課統括主任）

（資料 令和５年度保健事業実績 説明）

（資料 令和６年度保健事業予定 説明）

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前の質問はございませんでした。何か、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

直営から委託ということで先ほど説明がありましたが、４つ記載されているのは、それぞれ違う事業者に委託されているという形になりますか。

事務局（健康推進課統括主任）

すべて同じ業者で、継続的な支援をお願いしています。

委員

新規で、資料のピンク色のところですが、1か月以内に家庭訪問による利用勧奨、これは直営でやるということですか。

事務局（健康推進課統括主任）

こちらは直営実施していきます。

議長

よろしいですか。他にご意見、ご質問はございませんか。

（質問等なし）

議長

ないようですので、イ「保健事業について」を終わります。
次に、（2）その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

（資料 被保険者証更新時に同封するチラシ 説明）

議長

ただ今の件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

保険証登録をしたマイナンバーカードを保有していない方については確認書が交付されるということですが、例えば65歳ぐらいですと病気とかでマイナンバーカードがあっても自分の暗証番号とかわからないとか、施設に入っていたりしてマイナンバーカードを提示するのが難しいという方に対して、マイナンバーカードを持っていても、そういった方であれば、申請すれば資格確認書は交付していただけるということによろしいでしょうか。

事務局（保険医療課統括主任）

ご質問のように、本人の申請による交付も想定しておりまして、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある施設に入られている方等や、マイナンバーカードを紛失した方ですとか更新中の方は、申請していただければ資格確認書を

発行いたします。以上です。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議長

事務局、他にありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

(今年度の今後の予定について説明)

議長

ただ今の件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議長

ないようですので、(2) その他を終了します。

以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力により無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者

これをもちまして、令和6年度第1回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。気をつけてお帰りください。

(午後2時35分 閉会)